平成 29 年度　第 1 回　社会福祉施設・法人選考専門分科会議事要旨
日時：平成 29 年 6 月 16 日（金）13：30～16：30
場所：福祉局船場分室　指定時研修室
出席者
　委員：福島会長、大仲委員、杉村委員、中川委員、西嶋委員、三田委員、吉岡委員

１　社会福祉施設・法人選考専門分科会の成立について
　社会福祉施設・法人選考専門分科会委員 9 名中 7 名出席しているため、有効に成立している。

２　報告事項について
「阿倍野区の国有地における特養整備計画について」
　所管課より経過報告があった。

３　議事について

【議案１】社会福祉法人の設立及び保育所の創設
　法人名：（仮称）社会福祉法人　朋援福祉会
　施設：（仮称）子援京町堀保育園
　所在地：西区京町堀１丁目

（主な質疑）

委員：株式会社によって保育所を経営する一方、株式会社ではなく、あえて社会福祉法人を立ち上げる理由と今後の方針を伺いたい。

法人：待機児童問題が深刻化し認可保育所の開設が求められる中、地域の皆さんとともにより良い保育を行うために社会福祉法人を立ち上げるものであり、虐待を受けたこどもなど保育所が地域や家庭に丸ごと入っていかなければならないような深い介入を必要とするケースにも対応していきたいと考える。

委員：施設長予定者は施設長としての仕事（役割）をどのように考えるのか。

法人：こどもが安心して毎日を過ごせる居場所づくりを行う必要があるが、それを作り出す職員自身が安心し喜びを感じられるチーム作りを行うことが、一番大事であると考えている。 また、個々の職員がこどもに寄り添っていく動きが取れ、チーム全体が力を持てるよう、あせらずじっくりと長く働いてもらえるような体制をつくりたいと考えている。さらに、施設長としての資質を磨くため、各理事の関連保育所の協力を得て施設長の見習いを行う予定。

委員：保育士の採用予定はどう考えているのか。

法人：支度金制度の導入、宿舎の借り上げ、新規採用保育士に対する補助事業、潜在保育士の就職支援事業等を活用し、全国的に求人をしようと考えている。施設長予定者の雇用は平成 30 年 3 月の予定であるが、29 年 7 月より施設見学をはじめ施設長としての研修を実施する予定である。他の保育士は平成 30 年 2 月から採用予定である。

委員：社会福祉法人の理念を日常の保育に生かしていくための職員教育はどのように行う予定か。

法人：自己評価制度を導入し、士気を高めることを予定している。

委員：保育士を確保することは難しいので採用計画が実践できるよう準備されたい。

委員：法人代表者は、株式会社の取締役の地位を今後も継続する予定か。

法人：社会福祉法人設立後、株式会社の取締役は退く予定である。

委員：建物の 1 階を出たところには広場が無く、また、2 階、3 階にかなりの人数がいる中で、災害時の避難誘導経路はどう考えているのか。

法人：消防署にも相談に行き、2 階は 1 歳児と 0 歳児を保育士が抱いて階段を下りて道に出て、車を止めて安全を確保して一旦集まるという形。2 歳児は避難階段から外へ出て、手前に出る計画としている。

委員：通路が狭い中、2 階では 0～2 歳児併せて 30 人の避難誘導が必要であるため 0 歳児の保育士一人が赤ちゃん 3 人を抱きかかえて外へ出る上、3 階からも 3～5 歳児が階段を下りてくる状態となる。さらに、屋外での避難場所が道路、駐車場であれば、危険性を感じる。もっとよく検討されたい。

一方、3 階は 3～5 歳児 50 人に対しトイレの数が不十分と思われる。こどもの生活に相応しい場所とするため、手洗い、排泄、睡眠を一番大事にできるような設計となるよう考えること。

委員：理事長、理事、事務長、施設長の立場が混乱しないよう法人のしくみづくりにも配慮されたい。

【審査結果】適格

【議案２】社会福祉法人の設立及び保育所の創設

法人名：（仮称）社会福祉法人　子どものアトリエ

施設：（仮称）城東よつば保育園
所在地：城東区鴫野西３丁目

（主な質疑）

委員：当該地区で保育所を建てる理由、社会福祉法人を設立する目的、及び理念の保育所運営への生かし方を伺いたい。

法人：この地区を選んだ理由としては、城東区に親しみ深く、緑あるところで地域で子育てを行えることである。社会福祉法人を設立する目的としては、こどもを地域みんなで育てることが可能であるためである。理念についてはこども達が取り巻く大人たちみんなで母親を支える地域の中で育っていけばよいと考えている。

委員：幼稚園の幼児教育と保育所の保育との違いは何か。また、保育所の保育は養護の部分が大切と考えるが、養護の部分をどのように考えているか。

法人：幼児保育、乳児保育どちらの専門性も高めたいと考えている。また、養護に関しては、一人ひとりへの丁寧な支援が大切であると考えていて安心して生活できるよう、食事、排泄、睡眠を大事なことと捉えている。

委員：1 階のトイレはトイレトレーニングとおむつ処理を行うには狭いと思われる。2 階も 70 人の幼児に対してトイレの数が少ないと思われる。養護の部分を大切にする設計に改善されたい。また、園の調理設備とランチルームを活用して「ふれあい食堂」を計画しているとのことであるが地域の人が集う頻度はどれくらいか。衛生面からもランチルームと遊戯室を一緒に考えるのは難しい。

法人：こども達の生活の安定が大事であるから、地域の方への開放はこども達の昼寝中に、「ふれあい食堂」は閉園後に行うことを考えている。こども達の遊び場所は基本的に屋上の運動場を考えている。

委員：こども達のランチルームの使用を優先すること。また、避難時、屋上の運動場からの避難経路をシミュレーションにより再確認されたい。

委員：土地の権利関係については、多少時間がかかっても契約の仕方を工夫するなど、しっかり確実に手続きを進められたい。

委員：待機児童が多く保育のニーズが高い地域の事情をよく分かっている。不十分なところはあるが期待はできる。

【審査結果】適格